

# 四日市市国土強靱化地域計画

令和3年3月

四日市市

# 目 次

## 第1章 地域計画策定の基本的考え方

- 1 策定の背景・目的等 .....1
- 2 基本的考え方 ..... 4

## 第2章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等 ..... 5
- 2 想定するリスク ..... 5
- 3 目標(「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」)の設定 ..... 6
- 4 「起きてはならない最悪の事態」の設定 ..... 7
- 5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための  
取組の分析・評価 ..... 9
- 6 評価結果のポイント .....10

## 第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオ推進方針 ..... 11
  - 1 直接死を最大限防ぐ ..... 12
  - 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の  
健康・避難生活環境を確実に確保する ..... 21
  - 3 必要不可欠な行政機能は確保する ..... 32
  - 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する ..... 34
  - 5 経済活動を機能不全に陥らせない ..... 36
  - 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を  
最小限に留めるとともに、早期に復旧させる ..... 41
  - 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない ..... 45
  - 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する ..... 51

## 第4章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と見直し ..... 56
- 2 「四日市市総合計画(推進計画)」による取組の推進 ..... 56

## 第1章 地域計画策定の基本的考え方

### 1 策定の背景・目的等

#### ①これまでの経緯

- 平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」と表記します。)が成立・施行されました。

#### [国土強靱化]

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

#### [国土強靱化の基本方針]

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなること
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ・迅速な復旧復興に資すること

等

- 国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」と表記します。)が閣議決定されました。
- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。
- 大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっている三重県において、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、平成27年7月に「三重県国土強靱化地域計画」(以下、「三重県計画」と表記します。)が策定され、本市でもこれに沿って脆弱性の評価を行い、強靱化に向けた施策・事業を推進してきました。

## ②四日市市国土強靱化地域計画策定の背景

- 三重県計画策定後、平成 28 年(2016 年)熊本地震や平成 30 年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年7月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風(台風第 15 号)、令和元年東日本台風(台風第 19 号)など、全国各地で大規模な自然災害が発生しました。
- こうした中、三重県では、平成 28 年3月に「三重県復興指針」を策定するとともに、平成 30 年3月に、防災・減災対策において抜け・漏れ・落ちがないよう、地震・津波対策から風水害対策までを網羅する計画である「三重県防災・減災対策行動計画」とあわせて、「三重県広域受援計画」を策定するなど、県の防災・減災対策を推進するための計画に基づき、取組が進められてきました。
- Society 5.0 時代の超スマート社会をめざし、先端技術を活用し社会課題を解決していく取組がインフラ・防災・減災分野においても進められており、国土強靱化の推進を支えていくために、今後も積極的に活用していく必要があります。
- さらに、平成 30 年 12 月、近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映するため、策定から5年が経過した基本計画の見直しが行われ、国土強靱化の理念について、次のように掲げられています。

### 《国土強靱化の理念(抜粋)》

大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

(国土強靱化基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方より)

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとしています。

- これを受けて三重県では、基本計画との調和を図り、中長期的な方向性を示す取組の指針となるよう、令和2年10月に三重県計画が改訂されました。
- 本市においても、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっています。
- 以上のことから、本市においても、基本計画や三重県計画を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、「四日市市国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」と表記します。)を策定します。

## 2 基本的考え方

- 国土強靱化基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、本計画は、基本計画並びに三重県計画を基にして策定することとします。

そのため、「第 3 章脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針」では、本市が実施する施策・事業に限らず、国・県が取り組むもの、連携・協働により推進するものも併せて記載することとします。

- 基本計画の計画期間は設定されていませんが、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととされています。

本計画は、概ね 10 年先を見据えた計画とし、四日市市総合計画(2020～2029)と整合を図りつつ、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとしませんが、今後、国土強靱化を取り巻く環境の変化など必要に応じて、内容を見直すこととします。

- 国においては、国土強靱化は国のリスクマネジメントとして捉えて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを繰り返しながら取組を進めることとしています。

本計画に基づく国土強靱化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていくこととします。

- 本市の市民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、基本計画では、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧されることや、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、甚大な被害が広範囲に及ぶことから、まずは対象リスクを大規模自然災害としています。

本市においては、「1 策定の背景・目的等」で示したとおり、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、基本計画と同様、対象リスクを大規模自然災害と設定します。

- 本計画は、四日市市総合計画との整合・調和を図りつつ、国土強靱化に向けた施策推進を位置付けるとともに、災害対策基本法に基づき四日市市防災会議が作成した「地域防災計画」に基づいて、迅速かつ柔軟な対策を講じます。

- 本計画に基づく国土強靱化の取組を推進することにより、「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」をはじめ、平成 27 年9月に国連サミットで採択された「2030 アジェンダ」における 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標である SDGs(持続可能な開発目標)の目標(ゴール)の達成に寄与するものと考えられることから、SDGs の視点にも留意しながら取組を推進していきます。

## 第2章 脆弱性評価

### 1 評価の方法等

- 国においては、「脆弱性の評価の結果」(平成 30 年8月国土強靱化推進本部決定)において、施策分野ごとに脆弱性評価の結果が出されました。

具体的には、①国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクを設定し、そのうえで、②達成すべき国土強靱化の目標(4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」)や、③その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定するとともに、④リスクシナリオごとに現状の施策(取組)について総合的な評価を行っています。

[個別施策分野]

- 1)行政機能／警察・消防等／防災教育等、2)住宅・都市、3)保健医療・福祉、
- 4)エネルギー、5)金融、6)情報通信、7)産業構造、8)交通・物流、
- 9)農林水産、10)国土保全、11)環境、12)土地利用(国土利用)

[横断的分野]

- A)リスクコミュニケーション、B)人材育成、C)官民連携、
- D)老朽化対策、E)研究開発

- 市の地域計画においては、三重県の方法に準じて脆弱性評価を行います。

まず、(1)市民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定したうえで、(2)達成すべき目標(「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類)や、(3)その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定するとともに、(4)そのリスクシナリオごとに現状の取組を評価します。

### 2 想定するリスク

- 第1章の「2 基本的考え方」で示したとおり、市民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、本市においては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30 年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行いました。

### 3 目標(「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」)の設定

- 国土強靱化基本法では、次に掲げる基本方針に基づき、国土強靱化を推進するものとされており、基本計画においては、これらを「基本目標」として設定しています。
  - Ⅰ 人命の保護が最大限図られること
  - Ⅱ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - Ⅲ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - Ⅳ 迅速な復旧復興
  
- 基本計画においては、これらの「基本目標」を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを「事前に備えるべき目標」と設定しています。
  - 1 直接死を最大限防ぐ
  - 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
  - 3 必要不可欠な行政機能は確保する
  - 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
  - 5 経済活動を機能不全に陥らせない
  - 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
  - 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
  - 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
  
- 基本計画と整合を図るため、本計画の目標(「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」)は、基本計画で設定された目標と同じものとします。



#### 4 「起きてはならない最悪の事態」の設定

○ 基本計画においては、事前に備えるべき8つの目標の達成の妨げとなる事態として、45 の「起きてはならない最悪の事態」(仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる事態)を設定しています。

○ 内閣官房国土強靱化推進室が作成する、国土強靱化地域計画策定ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では、「地域計画の『起きてはならない最悪の事態』については、基本計画で設定している45の事態を参考にしつつ、地域の特性を踏まえて設定する」とされています。

このため本計画では、基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」を踏まえつつ、三重県計画において地域の実情に応じて整理された42の「起きてはならない最悪の事態」との整合を図るものとします。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I 人命の保護が最大限図られること II 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密度の高い既成市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6		異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺	
	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	
	7-6	農地・森林等の被害による土地の荒廃	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	
	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	

## 5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

- 基本計画では、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足りないのかを分析するとともに、当該事態の回避(リスクの一部低減を含む)に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しています。

また、課題の分析、整理にあたっては、必要に応じ、他の主体(国、三重県、民間事業者等)との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

- ガイドラインでは、「地域計画の脆弱性の分析・評価は、現状で把握できる施策等の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することは前提としていない」とされています。

このため、本計画における脆弱性評価については、三重県の脆弱性評価の方法を参考にして分析・評価するとともに、地域の実情を踏まえた三重県独自の取組を評価の対象に含め、三重県計画策定時に実施したのと同様の方法を採用しました。

## 6 評価結果のポイント

- 評価結果のポイントは次のとおりです。

### [評価結果のポイント]

- ・国土強靱化に資する取組は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用するなど、ソフト・ハード対策の両面から既に進めているものの、まだ十分ではないことから、今後もさらに進める必要があります。
- ・行政、金融、物流、情報サービスの各施設の耐災害性の強化と並び、地域経済の停滞を防止するため、エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化、拠点の代替性確保、それらの社会基盤の上に成り立つ産業等におけるBCP（事業継続計画）の策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性の担保が必要です。
- ・国土強靱化の取組を効果的に行うためには、国や三重県をはじめとする各関係機関や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携していく必要があります。

## 第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

### 1 推進方針

- 基本計画では、脆弱性評価結果に基づき、脆弱性評価を行うにあたり設定した12の個別施策分野と5つの横断的分野ごとに「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針を示しています。

[個別施策分野]

- 1)行政機能／警察・消防等／防災教育等、2)住宅・都市、3)保健医療・福祉、
- 4)エネルギー、5)金融、6)情報通信、7)産業構造、8)交通・物流、9)農林水産、
- 10)国土保全、11)環境、12)土地利用(国土利用)

[横断的分野]

- A)リスクコミュニケーション、B)人材育成、C)官民連携、
- D)老朽化対策、E)研究開発

- 本計画においては、第2章で実施した脆弱性評価結果に基づき、基本計画での検討手法を参考にして、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針を決定しました。

なお、推進方針は、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、推進方針に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるよう、リスクシナリオごとに整理しています。

- リスクシナリオごとの推進方針に基づき実施する事業のうち、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援」の対象に位置づけられる事業については、別冊「四日市市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」に記載します。

なお、別冊は、原則として毎年度更新を行い、公表を行うとともに、着実な事業の推進を図ります。

## リスクシナリオ推進方針

### 1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

#### ○住宅・建築物の耐震化

耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、老朽化マンションについて、建替えを促進する。

さらに、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗等の大規模建築物の耐震化を進める。加えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。

#### ○学校施設の耐震化

市立小中学校の施設については、校舎等の改築や大規模修繕、長寿命化などの老朽化対策とあわせて、窓ガラスの飛散防止対策などの非構造部材の耐震化の取組を進める。

#### ○社会福祉施設の耐震化等の促進

障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を促進する。

#### ○病院等の防災力向上

市立四日市病院において、非常用発電機の保守をはじめとする防災力向上の取組を進める。

#### ○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する。

#### ○沿道構造物の倒壊防止等

沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板等の落下防止等を促進する。

#### ○交通施設の耐震化

主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。

#### ○無電柱化の推進

緊急輸送道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める。

#### ○避難路等の整備

避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う。

#### ○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できるよう、中心市街地や垂坂公園・羽津山緑地等の整備を進めるほか、都市公園の集約・再編や Park-PFI を活用した機能向上など、公園等の整備を進める。また老朽化が進む公園については、施設の適切な長寿命化を図る。

#### ○災害対策本部における体制の確保・強化

災害対策活動要領等について検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

#### ○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

#### ○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより大規模災害時の応急体制を充実するとともに、国や三重県をはじめ、その他自治体などからの応援・受援などの連携を強化する。

#### ○一時滞在施設の確保

中心市街地の整備において一時滞在施設を確保するなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を行うなど、災害時における輸送手段を確保する。

#### ○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。なお、実践的な防災教育を行うため、設備の老朽化が進んでいる防災教育センターについて、最新技術の活用など施設の改修を行う。

○地域や企業の自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域や企業等の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。

1-2) 密度の高い既成市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○民間事業者等との協定締結、密度の高い既成市街地の改善

民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、地震発生時に、特に大きな被害が予測される密度の高い既成市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、公園等の防災施設を、地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

○災害対応機関等の対応能力向上

市民による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○常備消防・消防団の充実強化

消防車両や消防指令システムなどの各種設備、消防出張所などの施設の整備を通して、消防・救急搬送体制を整えるなど、常備消防の充実強化を推進する。

また、大規模災害時には、公助の手が回らないことも想定し、分団車庫の整備など消防団等の充実強化を促進する。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を推進する。

○防災教育の推進(追加)

市立小中学校の児童生徒を対象に防災教育を実施する。



### 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### ○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

南海トラフ地震臨時情報等への対応を図っていくとともに、迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施する。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を進める。

防災アプリ、安全安心防災メール、SNS など、情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進にも取り組む。

#### ○防災教育の推進

市立小中学校の児童生徒を対象に防災教育を実施する。なお、実践的な防災教育を行うため、設備の老朽化が進んでいる防災教育センターについて、最新技術の活用など施設の改修を行う。

#### ○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、関係機関と連携して河川・海岸堤防等や大型水門、ダム等の整備、地震・津波対策及び機能保全を推進する。

また、港湾・漁港施設については、関係機関と連携して耐震対策及び機能保全を推進する。

#### ○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

#### ○避難路等の保全

土砂災害防止施設の整備を進め、避難場所の保全を推進する。また、道路の途絶を防ぐため、無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板等の落下防止、交通安全対策等についても推進する。

#### ○避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるため、避難路等の整備を推進する。

#### ○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波による被害を軽減するため、津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の整備を関係機関と連携して推

進する。

○住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないため、住宅・建築物の耐震化や耐震性のない空き家の除却を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

南海トラフ沿いで観測されうる異常な現象が生じた場合の対応について、国、県、関係機関等と協力して取り組む。

○さまざまな状況における避難方法の整備

港の船上など、さまざまな状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく。

○孤立・漂流者対策

逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより大規模災害時の応急体制を充実するとともに、国や三重県をはじめ、その他自治体などからの応援・受援などの連携を強化する。

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○河川の整備

河道掘削や堤防、護岸、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、関係機関と連携して緊急度の高い箇所より計画的に進める。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の整備等

河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。特に、局地的な集中豪雨などによる市街地の浸水を未然に防ぐため、雨水貯留管等を整備する。

○ハザードマップの更新

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等を状況に応じて更新する。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる。

○職員の人材育成

市民とともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。

○市民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する。

また、四日市市防災情報ホームページや防災アプリ、安全安心防災メール、SNS、AIなど情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組むとともに、「四日市市タイムライン(事前防災行動計画)」に基づく情報の提供に取り組む。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救

出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○総合的な治水対策の推進

「水防災意識社会の再構築」に向けて、引き続きハード・ソフト対策を一体的・計画的に進めるとともに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する。

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○適切な災害情報の提供

防災アプリ、安全安心防災メール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○宅地災害予防対策の推進

がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha 以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、関係機関と連携し砂防設備等の土砂災害防止施設を整備する。

○土砂災害警戒区域等対策の推進

地震や土砂災害などに関する情報提供に努め、安全な居住を誘導する。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制を整備する。

○自然と共生した森林づくり

森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

○大規模盛土造成地における宅地の耐震化

大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落などによる被害を軽減するため、大規模盛土造成地の変動予測調査及び活動崩落防止対策を実施する。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について関係機関と連携して耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を推進する。

また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。

○市民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

1-6) 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

四日市市、桑名市及び菟野町の3消防本部で共同運用を行っている、三重北消防指令

センターの情報伝達及び収集機能を強化し、通常の専用回線に加え、デジタル無線、携帯電話、衛星通信等の適正な運用や有効な活用を検討する。

また、防災アプリ、安全安心防災メール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○災害対策本部の人員・体制整備

災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における機能・体制の確保・強化を図る。

○交通渋滞の回避

関係機関と連携し、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、関係機関と連携して水防情報や土砂災害警戒情報の提供などにより警戒避難体制を整備する。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ○物資輸送ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、高規格幹線道路や直轄国道の整備を促進するとともに、関係機関と連携して高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成を進める。

また、関係機関と連携して緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進するとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を促進する。

#### ○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待される「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

#### ○迅速な道路啓開の態勢整備

国、県、建設事業者との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢を整備する。また、迅速な道路啓開を展開するため、代替路の確保が困難な箇所について、道路構造を強化する。

#### ○水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、県営の上水道施設の耐震化を働きかけるとともに、市が管理する上水道施設の耐震化を推進する。

また、応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、応急給水体制(給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等)について、事前に関係機関との情報の共有を図る。

#### ○燃料の備蓄の促進

病院において、燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。

#### ○民間物流施設等の災害対応力の強化

みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画(BCP)の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。

○三重県、その他自治体、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

三重県や周辺市町その他自治体との広域的な応援・受援体制の整備に向けて、物資支援体制について検討を進める。また、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AI カメラやデジタルサイネージ等、新たな ICT の活用を推進する。

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○緊急輸送道路や代替ルートの整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、関係機関と連携して道路啓開基地の整備に取り組む。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を働きかけるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

さらに、地震や津波による地域の孤立を防ぐため、道路上にある橋梁の耐震化を推進する。

災害時においては、空からのアクセスも可能となるよう、関係機関と連携して、あらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備を整備する。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化を推進する。



#### ○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、関係機関と連携して河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、関係機関と連携して耐震対策等を推進する。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、関係機関と連携して津波対策を推進する。また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する。

さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策及び機能保全等を関係機関と連携して推進する。

#### ○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設を関係機関と連携して整備する。

#### ○漁港施設の耐震対策

漁港について、海岸堤防の改修や泊地の浚渫を行う。

#### ○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集を強化する。

#### ○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

#### ○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、四日市市業務継続計画(BCP)の実効性を確保する。

#### ○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、関係機関と連携して可搬型衛星無線装置などにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。

## 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ○救助機関の災害対応力強化

東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢を充実させる。

### ○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

### ○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を推進する。

### ○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮される体制を整備する。また、DMAT(災害派遣医療チーム)隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る。

### ○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

### ○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力を向上させる。

### ○消防施設の防災力の向上

大規模災害発生時に、消防機関が機能するため、施設の防災力向上や津波浸水被害対策を進める。また、現在地区市民センターに併設している出張所の庁舎整備を進める。

### ○情報通信機能の耐災害性の強化

四日市市、桑名市及び菟野町の3消防本部で共同運用を行っている、三重北消防指令センターの情報伝達及び収集機能を強化し、通常の専用回線に加え、デジタル無線、携帯電話、衛星通信等の適正な運用や有効な活用を検討する。

また、東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、三重県との間で定めてい

る「非常通信ルート」について見直しを進め、情報通信機能の耐災害性を強化する。

○広域連携の強化

災害時の支援等に係る協定の締結、訓練を通じた連携強化、市内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などに取り組む。

○住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する。また、市立四日市病院において、非常用発電機の保守をはじめとする防災力向上の取組を進める。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、関係機関と連携して無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。

○インフラの整備・保全

帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、関係機関と連携して無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、関係機関と連携して信号機電源付加装置をはじめ

とする災害に強い交通安全施設等を整備するとともに、信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促し、交通渋滞を緩和する。

なお、通行に関する情報の提供にあたっては、デジタルサイネージ等の ICT の活用を推進する。

#### ○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者(観光客を含む)や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段を確保する。

#### ○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を推進する。

#### ○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。

#### ○鉄道施設の耐震化

鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する。

### 2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### ○適切な医療機能の提供

災害時の応急救護活動について、三師会(四日市医師会・四日市歯科医師会・四日市薬剤師会)との協定に基づく医師等の派遣や医療施設の提供等を受け、迅速かつ十分な医療機能の提供に努める。

また、市立四日市病院について、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、または確保できる体制を整備する。

さらに、災害時においても継続して医療を提供できるよう、BCP の考え方にに基づく病

院災害対応マニュアルの整備を促進する。

○介護保険施設の相互支援協定の締結促進

災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を推進する。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、関係機関と連携して緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の維持管理を働きかける。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を働きかけるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せず提供する。

なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AI カメラやデジタルサイネージ等、新たな ICT の活用を推進する。

また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の滅灯した交差点に警察官を配置したりすることで交通渋滞を緩和する。

○医療リソースの需要軽減

相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減する。

○医療に必要な水の確保

人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に上水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。

○負傷者の搬送先の確保

多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、関係機関と連携して重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する。

### ○災害派遣医療チーム(DMAT)等の体制整備

災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力を維持・向上させる。DMAT・DPAT 以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。

### ○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等に係る助言及び支援を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。さらに、医薬品等の確保・供給や薬剤師に関する派遣調整等を行う人材である災害薬事コーディネーターも養成する。

### ○SCU の整備

被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療できるよう、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)に必要な資機材や消耗品を配備する。また、SCU を円滑に設営できるよう訓練を通して体制を整備する。

### ○住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の耐震化や外壁等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む。

## 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築する。

### ○避難者の感染症対策

避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。加えて、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、関係機関と連携して検討する。

### ○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状

況において災害が発生した場合に備えて、関係機関と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行う。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材の確保を進める。

○四日市市業務継続計画(BCP)

大規模災害時のリスク軽減のため、四日市市業務継続計画(BCP)に基づき定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

総合病院や広域防災拠点をはじめ、市街地から発生する下水を速やかに排除するため、下水道未整備区域の解消に向けた施設整備を進める。また、指定避難所にマンホールトイレの整備を進める。

○下水道施設の耐震化・耐水化対策

防災対策、減災対策を組み合わせた総合地震計画に基づき、施設の耐震診断を実施した上で、重要度の高い施設から優先的に耐震化を進める。

○水害対策の推進

屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

○医療活動を支える取組の推進

医療活動を支える取組を着実に推進する。

○衛生管理に必要な物品の確保

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保する。

○住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。

## 2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。

#### ○要配慮者への対応

避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。

#### ○市民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

#### ○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、上水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。

また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を促進する。

#### ○避難所以外での避難者に対する支援

車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る国や三重県、関係機関との連携スキームを構築する。また、迅速な被災者支援のための被災者台帳作成に向けた事前準備を推進する。

#### ○被災者のケア体制の構築

主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、関係機関、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

#### ○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置を行う。

#### ○発災後の住まいの多様な供給に向けた取組

住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じた的確に周知する。また、応急仮設住宅等



の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。

○被災者の生活支援に向けた取組

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、市民同士の交流の機会等を提供する。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### ○被災による警察機能低下の回避

被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を働きかけるとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携を強化し、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。

#### 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### ○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を働きかける。

##### ○安全かつ円滑な道路交通の確保

関係機関と連携したうえで、交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

#### 3-3) 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ○災害対策本部の体制整備等

災害時に迅速な対応ができるよう、災害対応に関するマニュアルの効率的な運用を進める。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保を進めるとともに、本庁舎が被災によりその機能を果たせないときには、中央分署を代替施設として使用する。

##### ○学校施設の耐震化

市立小中学校の施設については、校舎等の改築や大規模修繕、長寿命化などの老朽化対策とあわせて、窓ガラスの飛散防止対策などの非構造部材の耐震化の取組を進める。

##### ○消防施設の防災力の向上

大規模災害発生時に、消防機関が機能するため、施設の防災力向上や津波浸水被害対策を進める。また、現在地区市民センターに併設している出張所の庁舎整備を進める。

#### ○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

#### ○周辺インフラの整備・保全

市の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する。

#### ○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、四日市市業務継続計画(BCP)の実効性を確保する。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。

#### ○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策に取り組む。

#### ○災害対応力の向上

平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させる。

#### ○市民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

#### ○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を推進する。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する。

#### ○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上を働きかける。

### 4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、関係機関と連携して、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制及び公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制を確保する。

また、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する。さらに、四日市市防災情報ホームページや防災アプリ、安全安心防災メール、SNS、AI など情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進とともに、「四日市市タイムライン(事前防災行動計画)」に基づく情報の提供に引き続き取り組む。

#### ○道路の被災に起因する交通渋滞の回避

道路上の橋梁耐震化等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを関係機関と連携し回避する。

#### ○救助機関の災害対応力強化

大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力を強化する。

○情報通信機能の耐災害性の強化

通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### ○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、関係機関と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

#### ○インフラの整備・保全

関係機関と連携して、無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

#### ○企業による事業継続の取組促進

企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、関係機関と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える。

#### ○企業防災に関する人材育成

中小企業・小規模企業による事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### ○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、関係機関と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

#### ○燃料供給ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、関係機関と連携して緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。

また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を働きかけるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を働きかける。

○燃料供給ルート(空路・海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を関係機関と連携して進める。

○コンビナート防災訓練の実施

エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施等

災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、訓練の実施や、関係者間における優良事例の展開を図ること等により実効性を高める。

○ライフラインに係る防災対策の推進

住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○三重県石油コンビナート等防災計画の推進

「三重県石油コンビナート等防災計画」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練や関係機関・事業所の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を推進する。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を関係機関・事業所に働きかける。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進する。

○高圧ガス設備の耐震改修促進

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策を促進する。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関・事業所との合同訓練の実施を促進する。

○四日市港港湾機能継続計画(四日市港 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、四日市港港湾機能継続計画(四日市港 BCP)の実効性を確保する。

#### 5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の早期供用に向けた取組を働きかける。

また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を推進するとともに、耐震診断義務化対象路線沿いの建築物の耐震化を促進する。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化を促進する。

○四日市港港湾機能継続計画(四日市港 BCP)の実効性の確保等

被災後も港湾機能を継続させるため、策定済みの四日市港港湾機能継続計画(四日市港 BCP)の実効性の向上に向けた取組を関係機関と連携して進める。

○輸送機関相互の連携・代替性の確保

公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。



○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、漁港・港湾施設の老朽化対策や耐震対策、無電柱化を推進する。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートへの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の改革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の一日も早い全線開業をめざして、国に働きかける。

○的確な交通情報の提供

万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、関係機関・交通事業者と連携して現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

○幹線交通分断の回避

幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備等を進める。

#### 5-5) 食料等の安定供給の停滞

○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、関係機関と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画(BCP)の策定を促進する。

○食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じることの普及啓発を行い、関係事業者等のBCPの策定を関係機関と連携して進める。

水産業の早期再開をめざすため、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行う。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設(ため池・排水機場・頭首工等)について、必要な機能保全対策等を行う。

## 5-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### ○上水道事業者間における連携の強化

上水道施設の耐震化を進めるとともに、関係機関との連携による人材やノウハウの強化等を進める。

### ○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・促進する。

### ○渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進

気候変動等の影響により、今後さらなる渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法(平成26年法律第16号)、「水循環基本計画」(平成 27 年7月 10 日閣議決定)に基づき、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等について、関係機関と連携して取り組む。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### ○発電電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、上水道）との間で、各機関の災害対策について情報を共有する。

#### ○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、関係機関や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。

#### ○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、コンビナートの防災対策について、関係機関・事業所と連携して推進する。

#### ○四日市港港湾機能継続計画（四日市港 BCP）の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係機関と連携して、四日市港港湾機能継続計画（四日市港 BCP）の実効性を確保する。

#### ○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関・事業所による合同訓練の実施等を推進する。

#### ○自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### ○上水道・工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、県営の上水道・工業用水道施設の耐震化を働きかける。

また、本市における上水道施設の耐震化等、ライフラインの機能強化を推進する。

#### ○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できる

よう、各市町の応急給水体制(給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等)について、事前に情報を共有する。

○関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・促進する。

○上水道施設の洪水対策等

上水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化・耐水化対策

下水道について、関係機関と連携してそれぞれが管理する施設の耐震診断を実施し、日永浄化センターをはじめ必要に応じて耐震化対策を進める。

また、津波により浸水が想定される施設について、関係機関と連携して耐水化対策を進める。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、関係機関と連携して計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。

○四日市市下水道業務継続計画(BCP)の策定

大規模災害時のリスク軽減のため、関係機関と連携して四日市市下水道業務継続計画(BCP)の策定を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業集落排水施設等や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を行う。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

#### 6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止

##### ○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について関係機関・交通事業者と検討する。

##### ○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、無電柱化、地震・津波・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策や治山対策、施設の老朽化対策等を進める。

##### ○危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、アンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

##### ○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設事業者との連携した訓練の実施や道路啓開基地の整備などの態勢を整備する。

##### ○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、四日市市業務継続計画(BCP)を継続的に見直し実効性を確保していくとともに、装備資機材を充実強化する。

#### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

##### ○必要なインフラの整備・保全

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、関係機関と連携して堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する。

##### ○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建

設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

○関係機関との情報共有

国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等を活用し、関係機関との情報共有を円滑に行う。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### ○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材の整備、消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を関係機関と連携して推進する。また、DMAT(災害派遣医療チーム)の実働訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る。

#### ○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を関係機関と連携して回避する。

#### ○危険な密度の高い既成市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密度の高い既成市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、公園等の防災施設を、地域特性に応じて整備する。

#### ○住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務化対象路線沿いの建築物の耐震改修等に対する支援を行う。

#### ○各種施設の耐震化等

官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、市営住宅、医療施設、社会福祉施設等について、耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等の防災力の向上を図る。

#### ○緊急輸送道路や代替ルートの整備

道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を推進するとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる地域高規格道路等の整備、緊急車両の進入路の整備等を関係機関と連携して進める。

#### ○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できるよう、中心市街地や垂坂公園・羽津山緑地の整備を進めるほか、都市公園の集約・再編や Park-PFI を活用した機能向上など公園等の整備を進める。また、老朽化が進む公園については、施設

の適切な長寿命化を図る。

○上水道施設の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、関係機関と連携して上水道施設の耐震化を進める。

○災害対策本部における体制の確保・強化

災害対策活動要領等について検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより大規模災害時の応急体制を充実するとともに、国や三重県をはじめ、その他自治体からの応援・受援などの連携を強化する。

## 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、防災関係機関・事業所が連携してコンビナートの防災対策を推進する。

○危険物質取扱施設の災害対策

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物質取扱施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物質取扱施設の安全対策を促進する。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、関係機関と連携して河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、



関係機関と連携して耐震対策等を推進する。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、関係機関と連携して津波対策を推進する。また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する。

さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策及び機能保全等を関係機関と連携して推進する。

さらに、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

#### ○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を関係機関・事業所と連携して推進する。

#### ○漂流物防止対策

津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する。

#### ○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関・事業所と連携して対策を推進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

### 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

#### ○沿道の建物倒壊対策

耐震診断義務化対象路線沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。

#### ○住宅・建築物の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除却工事への支援を行う。また、不特定多数の者が利用するホテルや物販店舗等の大規模建築物について、耐震化を促進する。

#### ○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置などにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を関係機関と連携して回避する。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。

○被災建築物応急危険度判定士の養成

大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士の養成を促進する。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部と判定士との連絡調整役を担う必要人数を確保する。

○被災宅地危険度判定士の養成

宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士の養成を促進する。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、関係機関と連携・協議のうえで分散化を検討する。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を推進する。

#### 7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

##### ○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、関係機関と連携して耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われぬおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。

##### ○ハードとソフトを組み合わせた対策

地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を関係機関と連携して推進する。

##### ○土砂災害警戒区域等対策の推進

地震や土砂災害などに関する情報提供に努め、安全な居住を誘導する。

##### ○森林の適正な管理

災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、関係機関と連携して森林の適正な管理を推進する。

##### ○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害も想定し、消防団等の充実強化を推進する。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

#### 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

##### ○有害物質の流出対策等

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める。

##### ○高圧ガス施設の地震対策

高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震対策を促進する。

## 7-6) 農地・森林等の被害による土地の荒廃

### ○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となるため、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

### ○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や森林病害虫対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

### ○自然と共生した多様な森林づくり

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

### ○土砂災害防止対策等の推進

土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、関係機関と連携して土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

### ○公園施設の整備・長寿命化の推進

自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、関係機関と連携して適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

### ○農村集落等における生産活動の持続

農村集落における生産活動を持続し、農地等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、四日市市災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。

#### ○災害廃棄物の広域輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について関係機関と連携して検討する。

### 8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

#### ○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。

#### ○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。

#### ○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進め、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。

#### ○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。

#### ○復興に向けた人材の確保

復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

#### ○災害に対応できる人材の育成

大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進めるとともに、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。

#### ○被災者の生活再建に向けた支援

応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めていく。

#### ○医療機関の耐災害性の強化

医療の喪失が、市民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては本市の人口流出につながるのを防ぐため、市立四日市病院における非常用発電機の保守をはじめとする医療機関の耐災害性を高める。

### 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

#### ○海拔ゼロメートル地帯における対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロメートル地帯について、関係機関と連携して地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。

#### ○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、関係機関と連携して河川堤防や海岸堤防の整備、耐震対策を実施する。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、関係機関と連携して耐震対策を推進する。海岸保全施設については、高潮・高波による被害軽減を図るため、関係機関と連携して嵩上げ等の改良を推進する。また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○コミュニティ力を強化するための支援

地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する。

また、市内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する。また、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

関係機関と連携して、石垣、復元施設等も含めた文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承を支援する。

○博物館等における被害の最小化

博物館等(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブする。

#### 8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

##### ○地籍調査の推進

地籍調査等により土地境界等を明確にしておくため、南海トラフ地震等の大規模災害時への備えなど、緊急性が高いと考えられる地区で効果的・効率的に実施する。

##### ○建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持

復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

##### ○復興の事前準備

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前の準備を行う。

##### ○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。

#### 8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

##### ○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。

##### ○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について、関係機関と連携して検討整理する。



### ○災害対応力の向上

平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させる。

### ○平時における各種復興ビジョンの検討

大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

### ○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する。

## 第4章 計画の推進と不断の見直し

### 1 計画の推進と見直し

- 国土強靱化は、本計画に基づく取組だけで実現できるものではなく、基本計画による取組や三重県計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進することが不可欠です。
  
- 基本計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしており、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっています。  
本計画は、概ね10年先を見据えた国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとして策定していますが、今後、必要に応じて内容を見直すこととしています。

### 2 「四日市市総合計画(推進計画)」による取組の推進

- 国においては、毎年度、国土強靱化に関する施策の進捗状況の把握等を行い、必要に応じて新しい施策等を追加する等、常に施策の最適化を図り、推進計画を見直すというPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回していくこととしています。
  
- 本市においては、「四日市市総合計画(推進計画)」により、主要な事業等はPDCAサイクルを回しながら取り組んでいます。  
第1章の「2 基本的考え方」で示したとおり、本計画に基づく国土強靱化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていきます。

